

医療法人宝山会 介護老人保健施設「佐保の里」運営規程

（目的）

第1条 医療法人宝山会が開設する介護老人保健施設「佐保の里」の職員が、入所者に対し、適切なサービスを提供し、適正な運営を図るために、職員及び管理運営に関する規程を定める。

（運営の方針）

- 第2条1. 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう支援する。また、その者の居宅における生活への復帰を目指し入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるように配慮する。
2. 入所者一人ひとりの人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めると共に入居者が相互に社会的関係を築くことができるように支援する。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人宝山会 介護老人保健施設「佐保の里」

所在地 奈良市八条五丁目437番地の8

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師(1名)

入所者に対して、医療及び健康管理上の指導を行う。

看護師(8名以上)

入所者の日常生活全般に渡る看護業務を行う。

介護職員(19名以上)

日常生活上の介護・世話をを行う。

支援相談員(1名以上)

入所者の日常生活上の支援相談業務、入退所の手続きを行う。

理学療法士(作業療法士)(1名以上)

機能訓練により自立した日常生活ができるように指導する。

管理栄養士(1名以上)

管理栄養士は食事の献立作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

介護支援専門員(1名以上)

施設サービス計画の作成等を行う。

薬剤師(1名)

医師の処方箋に基づき、薬剤を処方する。

調理員(5名)

管理栄養士の指導により給食業務を行う。

事務職員(1名)

施設業務の円滑な遂行に必要な事務を行う。

入所定員

第5条 入所者の定員は、80名とする。

(施設サービスの内容、手続きの説明及び同意)

第6条 1. 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1)介護サービス(移動、排泄の介助、見守り等)
- (2)入浴、清拭による清潔の保持
- (3)心身の諸機能の維持回復、日常生活の自立を助けるための機能訓練
- (4)食事の提供、及び栄養管理
- (5)健康管理
- (6)療養上必要な事項についての指導、助言等の援助
- (7)レクリエーション、行事等サービスの提供
- (8)介護老人保健施設介護計画の作成
- (9)栄養管理
- (10)口腔衛生の管理

2. 介護保健施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第7条 1. 介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(資格者証を含む。)によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。又、入所者が提示する被保険者証に法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って介護保健施設サービスの提供を行う。

(入退所)

第8条 1. 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護老人保健施設サービスを提供する。

2. 正当な理由なく介護老人保健施設サービスの提供を拒否しない。
3. 入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認め
た場合には、速やかに適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じる。
4. 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
5. 入所者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等に照らし、定期的にその
者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その際は、
医師、看護師、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
6. 入所者の退所に際しては、本人又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所
後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報並びに保健、医療又は福祉
サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条
1. 介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申
込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行わ
れていない場合には、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよ
う援助する。
 2. 要介護認定の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月
前にはなされるよう、入所者に対して必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

- 第10条
- 入所者の被保険者証の備考欄に、入所及び退所の年月日並びに施設の種類及び名称を
記載する。

(健康手帳への記載)

- 第11条
- 健康手帳を有する入所者に対して行った介護老人保健施設サービスに関し、その者の健
康手帳の医療に係るページに必要な事項を記載する。

(利用料等の受領)

- 第12条
1. サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし
法定代理受領サービスであるときは、その算定した費用の額の介護保険法の定める割
合に相当する額とする。
 2. 法定代理受領サービスに該当なサービスを提供した場合に入所者から支払いを受け
る利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合
理な差額が生じないようにする。
 3. 法定外サービスに該当する食費、居住費については厚生労働大臣が定める基準によ
り算定した費用の額とする。
但し、低所得者については大臣が定める限度負担額とする。
 4. 前2項3項のほか、希望者または必要に応じて次に掲げる費用を徴収する。

- ①入所者が選定する特別な療養室の費用
個室料(1人部屋)2000円／日
- ②入所者が選定する特別食の費用、健康補助食品 実費
 - ③理美容代 1000円～、顔剃り 500円
 - ④日用品費(ティッシュ・大判タオルリース代等)150円／日
 - ⑤教養娯楽費 100 円 材料費等(クラブ活動費等)
 - ⑥おやつ代 150 円／日
 - ⑦行事食 300 円
 - ⑧業者洗濯 660/回
 - ⑨衣料リース代 ニック 140 円／回
 - ⑩上記以外、その他日常生活費のうち入所者が負担することが適当と認められるもの(個人的に購入したいもの) 実費
- 5. サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(施設サービス計画の作成)

- 第 13条
- 1. 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
 - 2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
 - 3. 介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。
 - 4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得る。
 - 5. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、介護老人保健施設サービスの提供に当たる他の従事者との連携を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
 - 6. 看取り期のサービス提供にあたっては、本人、家族との十分な話し合いや他の従業員との連携を図り、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(施設サービスの取扱方針)

- 第 14条
- 1. 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況等入所者の心身の状況を踏まえて、当該入所者の療養を妥当適切に行う。
 - 2. 施設サービスは、計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3. 従事者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいようを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
4. 施設サービスの提供に当たっては、入所者本人や他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
5. 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための措置
6. 自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第15条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
2. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
3. 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、本人又はその家族に対し、適切な指導を行う。
4. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
5. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
6. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しない。
(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第16条 1. 医師は、入所者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、協力病院その他適当な病院への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

2. 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に

通院させない。

3. 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
4. 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

（機能訓練）

第 17条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- 第 18条
1. 介護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。
 2. 1 週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭する。
 3. 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。
 4. おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
 5. 上記のほか、入所者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 6. その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従事者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

- 第 19条
1. 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
 2. 入所者の食事は、自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

（相談・援助）

第20条 常に入所者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行う。

（その他のサービスの提供）

- 第21条
1. 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。
 2. 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(診療録の記載)

第22条 医師は、入所者の診療を行った場合には、遅滞なく、診療録に当該診療に関し必要な事項を記載する。

(管理者による管理)

第23条 管理者は、同時に他の介護保健施設、居宅サービス事業、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理しない。

ただし、これらの事業所又は施設等が同一敷地内にあること等により当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合には、この限りではない。

(管理者の責務)

第24条 1. 管理者は、従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行う。
2. 管理者は、従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(勤務体制の確保等)

第25条 1. 入所者に対し、適切な介護老人保健施設サービスその他のサービスを提供できるよう、従事者の勤務の体制を定めておく。
2. 当該施設の従事者によって介護老人保健施設サービスを提供しなければならない。
ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3. 従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
4. 管理者は、適切な介護老人保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより施設職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じます。

(定員の遵守)

第26条 許可を受けた入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第27条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
2. 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
3. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第28条 1. 入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(協力病院)

- 第29条 入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を奈良小南病院(奈良市八条五丁目)とする。又、協力歯科医療機関を、なら三条歯科クリニック(奈良市大宮町)とする。

(掲示)

- 第30条 見やすい場所に、運営規程の概要並びに従事者の勤務の体制、協力病院及び利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第31条
1. 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。雇用契約終了後も遵守する。
 2. 従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
 3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、入所者の同意を得て行う。

(居宅介護支援従事者に対する利益供与等の禁止)

- 第32条
1. 居宅介護支援を行う事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
 2. 居宅介護支援を行う事業者又はその従事者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第33条
1. 提供した介護老人保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の必要な措置を講ずる。
 2. 提供した介護老人保健施設サービスに関し、介護保険法 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 3. 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第34条 1. 入所者は施設内では職員の指示に従い、公序良俗に反する行為をしないこと。
2. 入所者は施設の清潔・整頓に努め、その他施設の環境衛生及び安全管理に協力すること。
3. 施設は全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(地域等との連携)

- 第35条 その運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第36条 入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
2. 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
- 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(会計の区分)

- 第37条 介護老人保健施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(ハラスメント)

- 第38条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

- 第39条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(記録の整備)

- 第 40 条 1. 施設及び構造設備、従事者並びに会計に関する諸記録を整備する。
2. 入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

付則

この規定は平成29年8月1日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

「第13条第6項」「第14条第5項」「第25条第4項」

変更後の第13条・第14条・第25条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改正

「第 6 条第 1 項(9)(10)」「第 14 条第 4 項(1)(2)(3)

「第 14 条第 5 項(2)(3)(4)」「第 27 条第 2 項第 3 項」

「第 36 条第 2 項(1)(2)(3)」「第 38 条」「第 39 条」

令和 5 年 7 月 1 日から施行する

令和 5 年 10 月 1 日一部改正

「第 29 条(協力医療機関)」

令和 5 年 10 月 1 日から施行する